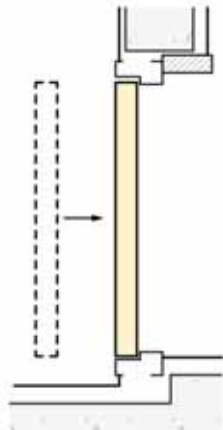



最終更新日 H24.10.24

改修技術 No. 12102301

性能分野	環境・省エネルギー性能
大分類	断熱性の向上
中分類	開口部の断熱性の向上 / 玄関ドアの断熱性の向上
技術の名称	玄関ドアの交換（扉の交換）
改修技術の概要	<p>【改修工事の主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 玄関ドアは、古い共同住宅ではスチールプレス製で断熱効果の低いもの多く、玄関ドアの断熱化は、室温の温度変化の低減に効果的。 ・ 部材として明確に分かれているので改修しやすい。 ・ 断熱性能の高い玄関ドアへと改修することで、室温の温度変化、廊下の寒さ、ドア面の結露および結露によるカビ発生を低減する。 ・ 玄関ドアの交換には、扉のみを交換する工法、かぶせ工法、カット工法がある。 <p>【各工法の特徴】</p> <p>扉交換工法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存ドア枠はそのまま、玄関扉のみを取り換える工法。 ・ 新規玄関扉には、フラッシュドアを取付けることにより断熱性能が向上する。 ・ 扉のみの取替えとなるため、気密性、水密性、遮音性の向上は望めない。 ・ 新規玄関ドアに対震蝶番、耐震扉を採用することで地震災害時の防災性が向上する。また、扉交換時に建具金物を交換することで防犯性能が向上する。 ・ 既存枠はそのまま利用するため、従前と同様の開口寸法が取れる。 ・ 工事が簡便で工期が短く、騒音粉塵もほとんど発生しないため、居ながら工事が可能。 <div data-bbox="1145 792 1394 1279" style="text-align: right;">  <p>扉のみ交換</p> </div> <p>【適用事例】</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>住戸ドアの性能のグレードアップ(プレスドアからフラッシュドアへの取替え) < 出典：「改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル」国土交通省 ></p>

共同住宅のタイプごとの技術の適用	技術の種類	調査・診断技術 改修技術（劣化を補修する技術 性能を向上させる技術）	
	共同住宅のタイプごとの適用可能性	S55年以前供給 中層階段室・壁式(総プロA1)	現在の仕様より省エネ性能がかなり劣るため、使われる可能性が相当ある
		S55年以前供給 高層・ラーメン(総プロA2)	現在の仕様より省エネ性能がかなり劣るため、使われる可能性が相当ある
		S56～H2年供給(総プロB)	現在の仕様より省エネ性能がかなり劣るため、使われる可能性が相当ある
		H3～12年供給(総プロC)	現在の仕様より省エネ性能がかなり劣るため、使われる可能性が相当ある
		H13年以降供給(総プロD)	現在の仕様より省エネ性能がかなり劣るため、使われる可能性が相当ある
	(補足) ドア枠の経年変化が激しくない場合		
常にセットで利用される技術			
技術が適用される建物の部位	共用部分 (躯体・外壁 屋根 建具 設備・配管等 その他共用部) 専有部分 (設備・配管 その他専用部分) { 設置・運営等で建築基準法以外に注意すべき主な法令がある設備 () 注意すべき主な法令() }		
団地で適用した場合のメリット	住棟まわりの土地が利用できること(仮設以外)() まとまった土地が利用できること(仮設以外)() 住宅の数が多く密度が高い(同じ寸法のドアを多数発注できる) 特定の設備があること()		
足場の設置が必要	必要 不要 ()		
工事による居住者への影響	数日以上居住できない住戸が発生	該当 非該当 ()	
	一時的な影響が発生	断水などライフラインが一時的に利用不可 振動 騒音 粉塵 臭気 その他専有部分又は専用使用部分に対する制限 (一時的に通行不可)	
	工事後に続く影響が発生	専有部分又は専用使用部分の使用に対する制限() 日照・採光等への影響()	
当該技術が利用される工事	計画修繕工事(劣化の補修 性能の向上) 耐震改修工事(耐震性の向上 他の性能の向上)		
技術的限界			
参考資料	技術情報		
	価格情報	・「マンション RE2010」(一財)経済調査会、「建築コスト情報」(一財)建設物価調査会	